

# 保険料が4月から 3,300円に



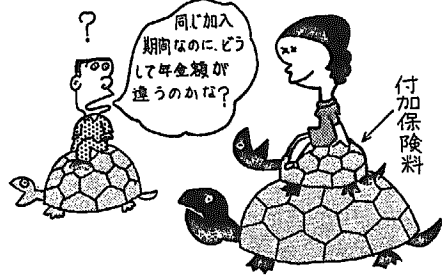
国民年金の  
定額保険料が、  
この四月分か  
ら一か月三千  
三百円に改め  
られます。

付加保険料は、いままでもどおり  
一か月四百円とすえ置きですから  
付加保険料を納めている方は、一  
か月三千七百円となります。  
国民年金は、五十一年度の法改  
正とその後、物価スライドにより  
夫婦がともに付加保険  
料に加入して、二十五  
年間納めた場合、年額  
百三万二千元(月額八  
万五千八百五十円)の  
年金が支給されるよう  
になりました。

現在、こうした年金  
を支給し、将来にわた  
って健全な年金財政を  
維持していくために必要な保険料  
は、一か月六千円といわれていま  
すが、国では、加入者の負担が急  
に増えることをさけて、昭和五十  
二年から保険料の段階的引き上げ  
を行ってきました。  
今年の改正理由は、この段階的  
な引き上げに加え、昨年の年金  
額の増額(物価スライド分)に要  
した財源を補てんしようとするも  
のです。  
このようなことから、加入者の  
みなさんの負担は大きくなります  
が、国民年金をよりよい制度にす  
るため、みなさんのご理解とご協  
力をお願いします。

# 『国民年金』だより

## 付加保険料で 豊かな老後の設計を



だれしも  
老後の生活  
は、安定し  
たものであ  
りたい……  
と願う、そ  
の生活設計  
を、いろいろ  
考えていま  
ることと思  
いますが、  
国民年金に  
「付加保険  
料制度」の  
あることを

ご存じでしょうか。  
この制度は、もう少し多くの保  
険料を掛けてもよいから、より高  
い年金を受けたい、という加入者  
からの強い要望に応じて設けられ  
たものです。  
付加保険料は、一か月四百円で  
定額保険料と合わせて掛けること  
になります。  
加入期間は、一か月でも一年で  
もよく、加入期間に応じて納付月  
一か月につき二百円の年金が上積  
みされます。  
たとえば、定額保険料を二十五  
年掛けた場合、四十五万五千円

の老齢年金を受けられますが、付  
加保険料を掛けていると、六万円  
の年金が増額され、合計五十一万  
五千円となります。  
この期間に掛けた付加保険料の  
総額は、十二万円ですから、年金  
を二年間受けるといわゆる「もど  
が取れる勘定になります。  
こうしてみますと、付加保険料  
を掛けることは、あなたの老後支  
えの心強い力になることでしょ  
う。  
さあ、あなたも付加保険料を納  
めて老後の設計を始めませんか。

## 児童手当を 支給します

児童手当を受けている人に、二  
月期分を、次のように支給します。  
一、支給該当月  
昭和五十三年十月から、昭和五  
十四年一月までの四ヶ月分  
一、支給額  
○昭和五十三年度町民税の所得  
割額「有」の人、対象児童一  
人につき二万円。  
○昭和五十三年度町民税の所得  
割額「無」の人、対象児童一  
人につき二万四千円。

一、支給日一昭和五十四年二月十  
日  
各自指定の銀行口座に振込みま  
したので、確認して下さい。

## 転出・転入の 届けはお忘れなく

間もなく、就職や転勤、進  
学の時節がやってきます。本  
町に住んでいた人が、大学に  
入学したり、就職したりして  
親元を離れ、下宿や寮に住む  
場合、あるいは転勤などで住  
所を移す時は、役場住民課に  
必ず転出届を提出してくださ  
い。  
またそれと同時に、転入し  
た日から十四日以内に、新し  
い住所のある市区町村の役場  
に、転出証明書添えて転入  
届を忘れずに出して下さい。  
町内で住所を移した時は転  
居届を、世帯主が変わった場  
合は世帯主変更届を、お忘れ  
なく。  
役場には、住民基本台帳と  
いう皆さんの住所などを記載  
した公簿が備えてあります。  
この住民基本台帳に基づいて  
選挙人名簿を作成したり、印  
鑑の登録を受け付けたり、あ  
るいは国民年金や児童手当の  
支給や予防接種を行うなど、  
私たちの暮らしに密着した事  
務を行っています。この大切  
な住民基本台帳が正確である  
ためにも、ぜひとも正しい届  
け出が必要なのです。

# 特別職の給与条例など 八議案を原案可決

本年、第一回臨時議会が、一月二十日議場で開かれ、特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正案など、八議案が上程され慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決され正午閉会しました。  
要旨は次のとおりです。

- 一、特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正
  - 町長給与、三十九万五千円が四十一万一千円に、助役三十二万八千円、三十四万三千円、収入役二十九万四千円、三十万七千円にそれぞれ引きあげ  
(適用は一月一日)
  - 議長報酬十一万一千円が十一万六千円に、副議長九万五千円、九万九千円、議員八万七千円、九万一千円にそれぞれ引きあげ  
(適用は一月一日)
  - 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
  - 教育長の給与
    - 一、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
    - 議長報酬十一万一千円が十一万六千円に、副議長九万五千円、九万九千円、議員八万七千円、九万一千円にそれぞれ引きあげ  
(適用は一月一日)
    - 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
    - 教育長の給与
      - 一、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
      - 議長報酬十一万一千円が十一万六千円に、副議長九万五千円、九万九千円、議員八万七千円、九万一千円にそれぞれ引きあげ  
(適用は一月一日)
- 一、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
  - 教育長の給与
    - 一、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
    - 議長報酬十一万一千円が十一万六千円に、副議長九万五千円、九万九千円、議員八万七千円、九万一千円にそれぞれ引きあげ  
(適用は一月一日)
- 一、各種委員の報酬額引きあげられ、選挙管理委員については十万円が十万五千円(年額)に引きあげなど。
  - 一般会計補正予算(第七回)
    - 歳入・歳出それぞれ、五十一万六千円を増額し、総額二十五億八千五百二十二千円に
    - 一、三条・燕・西浦・南浦広域養護老人ホーム施設組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更

## 納税相談

### 2月16日～3月15日まで

●中之島村が加入  
一、国民健康保険特別会計補正予算(第三回)  
●予備費の三千円を総務費に組替え

## 相談日程表

日	3月1日(木)	3月2日(金)	3月5日(月)	3月6日(火)	3月7日(水)	3月8日(木)	3月9日(金)	3月12日(月)	3月13日(火)	3月14日(水)	3月15日(木)
時	午前9時～午後4時										
会場	中央公民館	中央公民館	板井公民館	中央公民館	黒島公民館	中央公民館	中央公民館	木場公民館	木場公民館	中央公民館	中央公民館
対象自治会	町通町区町区町町新中瀬二五仲七八新栄	小平方島原新田場北	板井全部	立善(東・西)焼畑団地	黒島全部	寺地本村中寺地団地川島原新地島原本村	金野(1区～4区)蓮方団地	木場川前木場上組木場下組	木場八割木場新田	山田上柳	指定日にこれなかった方

昭和五十三年分の所得税の確定申告並びに、昭和五十三年度個人町民税の申告時期がきました。申告期限は、所得税、町民税とも二月十六日から三月十五日までです。  
町では次の日程により納税相談を実施しますので、期日を間違いないようにお願いします。

※税務署から納税相談の通知いつている方は、その指定になっている日、時間において下さるようお願いいたします。  
①農業所得から特別経費として控除されるトラクター、乗用コンバインのナンバーが未登録の方は当日会場受付しますので申し出下さい。